

福岡県在宅医療連携拠点整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、「誰もが住み慣れた地域で安心して療養できる福岡県」を目指し、安心して療養するために必要な専門的な知識や経験を高める取り組みや医療機関退院時の支援強化、医療と介護の連携強化などの取り組みを通じて地域における在宅医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体（実施地域）

福岡県内20郡市医師会（30郡市区医師会）

3 事業内容

事業実施主体を連携拠点として、事業を実施する専門職種（看護師）等を配置し、以下に示す①～⑤の活動を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

①在宅医療相談窓口事業

在宅医療相談窓口の設置及び専任の相談員の配置により医療機関や介護事業所などの関係機関からの在宅医療に係る相談対応や情報提供を行う。

②在宅医師同行訪問事業

在宅医療に従事している医師との同行訪問を実施し、在宅医療に携わるかかりつけ医の育成及び定着を図る。

③退院時連携促進事業

管内訪問看護ステーションと医療機関の退院支援部門等との相互研修を行い、相互の理解と退院時の連携促進を図るとともに連携を円滑に進めるためのツールについて検討する。

④在宅医療機器整備事業

個人の診療所では購入が難しいポータブルの医療機器（ポータブルレントゲン装置、超音波画像装置、輸液ポンプ等）を購入し、管理を行い、共同利用することで在宅における検査体制の充実を図る。

⑤その他事業 ～各地域特性に応じた在宅医療・介護連携に関する事業～

市町村によって実施される介護保険法に位置づけられた地域支援事業や地域医療再生基金で実施されている地域在宅医療推進事業、診療報酬や他の補助金等で実施されているものについては補助対象外とする。

4 配置する職員

年間を通じ上記の事業を実施するための職員を配置することができる。

【配置職員の条件】

- ・在宅医療の相談員については、看護師など在宅医療や介護サービスなどの専門的な知識及び経験がある者が望ましい。
- ・上記の事業を専任で実施すること。

5 福岡県への提出書類

事業実施者は、交付要綱で定めた期日までに下記の書類を福岡県の定める様式により知事に提出しなければならない。

- (1) 在宅医療連携拠点整備事業費補助金交付申請書 (交付要綱 様式1)
- (2) 在宅医療連携拠点整備事業費補助金実績報告書 (交付要綱 様式6)

6 附則

この実施要綱は平成27年1月20日から施行する。

福岡県在宅医療連携拠点整備事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡県在宅医療連携拠点整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、「誰もが住み慣れた地域で安心して療養できる福岡県」を目指し、安心して療養するために必要な専門的な知識や経験を高める取り組みや医療機関退院時の支援強化、医療と介護の連携強化などの取り組みを通じて地域における在宅医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

（交付対象）

第3条 この補助金は、別表1に掲げる者（以下「事業者」という。）を交付対象とする。

（交付の事業内容）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める在宅医療連携拠点整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に記載された内容に基づいて行う事業とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の1月1日から3月31日までとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし交付申請額の合計額が予算額を超える場合には必要な調整を行うものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
事業実施地域あたり {※別表1参照} 6,894千円	在宅医療連携拠点整備事業の実施に必要な運営費 (人件費、報償費、旅費、食糧費、その他需用費、 通信運搬費、その他役務費、使用料及び賃借料)	10分の10
	在宅医療連携拠点整備事業の実施に必要な備品購入費	3分の2

(1) 基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により、選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率をかけたもの(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。

（交付の除外要件）

第6条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

- 下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
 - (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) この補助金の交付を受けて行われる事業(以下「補助事業」という。)が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の財産については規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第8条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により知事が別途定める日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、事業者が第6条に規定する団体であることが判明した場合又は第7条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第11条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第12条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第13条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式5により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第14条 事業者は補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（第12条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式6により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第5条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第16条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式7により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第 17 条 特別の事情により第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、平成 27 年 1 月 20 日から施行し、平成 26 年度の補助金について適用する。

(別表1)

NO	法人格	名称	事業実施地域
1	公益社団法人	北九州市医師会	門司区医師会管轄地域 小倉医師会管轄地域 八幡医師会管轄地域 戸畑区医師会管轄地域 若松区医師会管轄地域
2	一般社団法人	遠賀中間医師会	遠賀中間医師会管轄地域
3	一般社団法人	京都医師会	京都医師会管轄地域
4	公益社団法人	豊前築上医師会	豊前築上医師会管轄地域
5	一般社団法人	福岡市医師会	東区医師会管轄地域 博多区医師会管轄地域 中央区医師会管轄地域 南区医師会管轄地域 城南区医師会管轄地域 早良区医師会管轄地域 西区医師会管轄地域
6	一般社団法人	筑紫医師会	筑紫医師会管轄地域
7	一般社団法人	糸島医師会	糸島医師会管轄地域
8	一般社団法人	粕屋医師会	粕屋医師会管轄地域
9	一般社団法人	宗像医師会	宗像医師会管轄地域
10	一般社団法人	直方鞍手医師会	直方鞍手医師会管轄地域
11	一般社団法人	田川医師会	田川医師会管轄地域
12	一般社団法人	飯塚医師会	飯塚医師会管轄地域
13	一般社団法人	久留米医師会	久留米医師会管轄地域
14	一般社団法人	大牟田医師会	大牟田医師会管轄地域
15	一般社団法人	八女筑後医師会	八女筑後医師会管轄地域
16	一般社団法人	朝倉医師会	朝倉医師会管轄地域
17	一般社団法人	小郡三井医師会	小郡三井医師会管轄地域
18	一般社団法人	大川三潞医師会	大川三潞医師会管轄地域
19	一般社団法人	柳川山門医師会	柳川山門医師会管轄地域
20	一般社団法人	浮羽医師会	浮羽医師会管轄地域